

施策
(- 4 - 1)

快適な都市・農山漁村空間の整備

目的

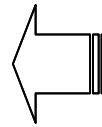
適切な土地利用や計画的な市街地整備、特色ある農山漁村空間の形成などにより快適な生活空間の実現をめざします。

成果指標と目標値

目標値(平成19年度)

土地取引の届出率 80.0%

土地区画整理事業
による市街地の
整備面積(累計) 1,171.0ha



現状値 (平成15年度)

75.0%

1,036.4ha

一定以上の面積の土地売買等の契約をした場合の国土利用計画法の規定による届出率です。本県、全国平均とともに近年70%台で推移しており、80%の届出をめざします。現状値は平成14年度の届出率です。土地所有者が土地の面積などに応じて土地を提供し、道路・公園などの公共施設の用地にあてるなど土地整備することで地区全体の利用価値を高める事業です。現状値は、昭和37年以降の整備面積累計です。

現状と課題

【土地の適切な利用】

近年の土地利用をめぐるのは、中心市街地の空洞化、郊外におけるスプロール型開発の進行、耕作放棄地の増大、森林の荒廃等の多様な問題があり、魅力ある地域づくりを進めるためには合理的・計画的な土地利用を推進していく必要があります。

地籍調査については、県土の3分の2が未調査のままであり早急な調査が求められています。

【都市空間の整備】

本県の都市計画区域は、県土の約19%が指定され、人口の約73%が居住していますが、既成市街地は都市機能の集積に乏しく中心市街地の空洞化や未利用地の拡大が進行しています。

適切な規制や計画的な土地利用のもとに、人口定住の核となる高次の都市機能を備えた都市の形成が必要です。

快適なまちづくりのために、土地区画整理事業等の市街地整備、災害の避難場所の役割や良好な景観を形成する上で欠かせない公園の整備、電線類の地中化などが求められています。

【農山漁村空間の整備】

県土の大部分を占める中山間地域では、過疎化・高齢化の進行等により地域社会の存続すら危ぶまれる状況にあります。このため、農山漁村では、地域住民の利便性の向上のための生活基盤や交流を活発にする農村公園、棚田や里山など自然景観等を活かした整備を進める必要があります。農山漁村民泊や農林業作業体験、森林トレッキングなどの田舎ツーリズムや地産地消等を推進し都市住民と中山間地域の意義や価値観を共有しながら交流することにより地域の再生に取り組むなど、総合的に施策を展開していくことが求められています。

目的を達成するための主な基本事務事業

主な事務事業

事業名	概要
<p>【土地の適切な利用】 国土利用計画法に基づき県土の計画的な土地の利用を推進する事業</p> <p>〔担当課〕土地資源対策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p> <p>国土利用計画法に基づく土地取引規制に関する事務</p> <p>〔担当課〕土地資源対策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p> <p>国土調査事業</p> <p>〔担当課〕用地対策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>県国土利用計画を改定し、土地利用の総合調整を図るため必要に応じて土地利用基本計画を変更します。</p> <p>国土利用計画策定事業 市町村において、総合的かつ計画的な土地利用がなされるよう市町村国土利用計画の策定を推進します。</p> <p>土地利用基本計画事業</p> <p>土地取引に伴う届出の審査等により、土地利用基本計画の利用目的に適合した土地利用が図られるよう、必要に応じて勧告・助言等を行います。</p> <p>国土利用計画法に基づく土地取引規制に関する事務</p> <p>一筆毎の土地の所有者、面積、地目、境界等を調査し明確にした上で、現地復元が可能な地図やデータとして記録保存します。</p> <p>地籍調査事業</p>
<p>【都市空間の整備】 都市計画法に伴う土地利用に関する規制・誘導</p> <p>〔担当課〕都市計画課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p> <p>都市の将来像の明確化</p> <p>〔担当課〕都市計画課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p> <p>都市計画区域の指定又は変更</p> <p>〔担当課〕都市計画課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p> <p>都市計画法等に伴う都市基盤施設の円滑な整備環境の形成</p> <p>〔担当課〕都市計画課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>市街地の無秩序な拡大を防止し、機能的な都市形成や快適な都市生活を実現するために、各都市の発展動向と特性に応じた土地利用の計画を立て適切な規制等により開発行為や建築計画を計画的に誘導します。</p> <p>区域区分の決定・変更</p> <p>都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（都市計画マスタープラン）により、わかりやすい形で長期的な視点に立った都市の将来像を提示し、都市づくりの方向性についての合意形成を図ります。</p> <p>都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の決定・変更</p> <p>人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保するために、都市の発展・拡大に対し、一体的に整備・開発・保全する必要のある区域を指定し、都市の健全な発展と秩序ある整備を行います。</p> <p>都市計画区域の指定・変更</p> <p>道路・公園などまちづくりの骨格となる施設を、土地利用との一体性に配慮しながら、都市全体から合理的・機能的に配置できるよう計画します。計画の策定にあたっては、住民や関係機関の意見などを十分に反映させ、合意形成を図ります。</p> <p>都市建設や市街地開発事業に関する都市計画の決定・変更 環境影響評価</p>

事業名	概要
<p>市街地整備事業</p> <p>〔担当課〕都市計画課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>既成市街地を再生・再構築するとともに、安全で快適な都市の形成の推進を支援するために市町村等が行う土地区画整理事業・市街地再開発事業・まちづくり交付金事業などを指導・監督します。</p> <p>土地区画整理事業 まちづくり交付金事業</p>
<p>都市公園整備事業</p> <p>〔担当課〕都市計画課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>都市の良好な住環境を実現するために、スポーツやレクリエーション及び交流の場・防災拠点・良好な景観など、多くの機能を持つ都市公園の整備を推進します。</p> <p>県立都市公園の整備</p>
<p>快適な都市空間創出のための道路整備事業</p> <p>〔担当課〕道路維持課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>良好な町並みの景観を形成するために、市街地等において電線類地中化による無電柱化を推進します。</p> <p>快適な都市空間創出のための電線類地中化事業</p>
<p>【農山漁村空間の整備】 農村公園等の整備事業</p> <p>〔担当課〕農村整備課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>快適な農村環境や農村の活性化を図るために、農村地域住民のふれあい、交流、レクリエーション、憩いの場の機能をもつ農村公園などの整備を促進します。</p> <p>農村公園等整備事業</p>
<p>中山間地域対策の総合調整事業</p> <p>〔担当課〕地域政策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>中山間地域対策を総合的・効率的に進めるために、「中山間地域活性化計画」に基づく対策の進行管理及び施策の調整を行います。</p> <p>中山間地域対策推進会議の開催</p>
<p>中山間地域課題の研究事業</p> <p>〔担当課〕地域政策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>効果的・効率的な施策推進を図るために、中山間地域の抱える課題の把握と解決策を明らかにします。</p> <p>中山間地域研究センターにおける地域課題の研究及び成果の普及</p>
<p>地域づくり活動への支援事業</p> <p>〔担当課〕地域政策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>中山間地域住民自身の地域づくり活動を活発化させるため、市町村や地域づくり団体が行う活動への支援を行います。特に、グリーンツーリズム等の田舎ツーリズムの取り組みを重点的に支援します。</p> <p>中山間地域づくり活動支援事業 しまね田舎ツーリズム推進事業</p>